

上代における助数詞の古層と新層

— 船舶類・履物類・机類を数える助数詞 —

三 保 忠 夫

目次

- 一、はじめに
- 二、船舶類を数える助数詞
- 三、履物類を数える助数詞
- 四、机類を数える助数詞
- 五、おわりに

一、はじめに

上代の助数詞研究は、木簡資料、『正倉院文書』、律令、『日本書紀』、及び、『続日本紀』などに負うところが大きい。これらは、七世紀末から八世紀末までの、実質一世紀の間における資料群であるが、実は、この間にも、注目すべき助数詞の交替、変遷の認められることがある。

本稿では、そうした内から船舶類、履物類、机類それぞれを数える助数詞を取り上げ、状況を整理・把握し、その背後の問題について考えたい。

上代における助数詞の古層と新層

二、船舶類を数える助数詞

船舶類を数える助数詞には「艘」と「隻」がある。劉世儒氏著『魏晉南北朝量詞研究』（一九六五年、中華書局）では、一般に、「艘」は大船、「隻」は小船を数える傾向があるが、前者は中性的で大小の船を数えることができ、また、「舶」は、大船を数えるが、用例はまれであるとされる（一八七頁）。

(一) 中国古代における状況

中国の前漢初期の墓葬（湖北省）から出土した竹簡に、次のように見える。

○ 船一艘（江陵鳳凰山八号漢墓竹簡、78）

○ 船一艘（江陵鳳凰山一六八号漢墓竹簡、10）

「艘」は、「艘」の前身と見受けられる。

劉氏によれば、「艘」は、南北朝を中心とする資料によく見える、「隻」は、鳥（一枚）、羊脚、人の手脚に関する事物（履、舄、鏡、釧）、堅くて長いもの（箭、矢、戟、釵子）に用いるが、船、暈子・盤子、椅子に「隻」を用いるのは南北朝にまれで、「大約到了唐代才開始通行開的。」と述べられ、次の例を挙げられる（一一五頁）。

○ 一隻蘭船当水路。（白居易詩）

王力氏も、「隻」の用法（対象）は、鳥から獸類や無生物へと拡大していったとされ、船については「一隻短舫艇、一張斑鹿皮」（白居易詩）の例を示される（漢語史稿）中冊、一九五八年三月、二二九頁）。

確かに、南北朝の頃には「艘」が目立つ。例えば、『和刻本正史三國志』（二冊、汲古書院刊）では、多くの「艘」の用例を得ることができるが、「隻」は全く見えない。

○ 則斬首四万、獲船万艘（三国志、魏書、文帝、延康四年（二二三）三月条、『和刻本正史』（二）、七二頁）

○ 舟船五千余艘、後宮五千余人（三国志、吳書、孫皓四年（二八〇）三月条、『同』（二）、七九九頁）

この他、「艘」については次のように見える。就中、第三例は「巨艦」を数えた例、第五例は元代の例である。

○ 昆明池中有戈船楼船各数百艘（西京雜記、六、漢劉歆撰・晉葛洪輯、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四一、二六頁）

○ 王知戒日欽恣。令嚴象車二万乘船三万艘。（大唐故三藏玄奘法師行状、唐冥詳撰、『大正新脩大藏經』、五〇、二一七頁）

○ 唐天祐中（中略）造巨艦一艘（北夢瑣言、五、宋孫光憲撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、三二頁）

○ 十九日（建炎五年（一一三二））徵鄉兵、發太湖洞庭西山千艘、命舟頭巡檢湯拳總之前赴吳江、陣於簡村（揮

塵後錄、一〇、宋王明清撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四四、五一九頁）

○ 有無名子以詩嘲之曰萬舸千艘滿運河（東南紀聞、一、著撰者未詳、元代一四世紀前半カ、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、二〇三頁）

朝鮮の『三国史記』（一一四三年、金富軾編纂）でも、「艘」は随所に見えるが、「隻」は見えないようである。

○ 冬十月六日。擊唐漕船七十余艘。（卷七、新羅本紀七、文武二年（六七二）一〇月条）（昭和三年二月、朝鮮史学会發行）

中国における「隻」の用例に次がある。

○ 会寧関有船伍拾隻、宜令所管差強了官檢校、（唐開元二五年（七三七）水部式殘卷、伯二五〇七号、『敦煌社会經濟文獻真蹟積録』（二）・（五）法律文書一中の一点、五八〇頁）

○ 却到師子国勃支利津口。逢波斯舶三十五隻、其国市易珍宝。（貞元新定釈教目錄、卷一四、円照撰、『大正新脩大藏經』、五五、八七六頁）

二例とも唐代の用例である。後者については、この前後に数例の「隻」が見えている。次も参考となろう。

上代における助数詞の古層と新層

- 買_レ得嶺南道採訪使劉臣隣之軍舟一隻、(唐大和上東征伝、『大正新脩大藏経』、五一、九八九頁)
- 同駕_二一隻舟_一。(同伝、同、九八九頁)
- 本書は、宝龜一〇年(七七九)、鑑真の弟子思託著「大和上伝」を踏まえて淡海三船が著したという。この渡航前の状況などは思託の筆をそのまま踏まえたものであろう。(観智院蔵写本は二例共「隻」)
- 所_レ積舟不_レ問_二官私_一舟與_二士大夫家_一座_二船七百隻_一、举自相撞擊俱碎死数百人(鐵圀山叢談、六、宋蔡條撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四三、六二六頁)
- 金人乃別開_二一河_一出_二江焦山_一初不_レ知_二之_一至_二早飯時_一有_二金船二隻_一出在_二江_一但望_二見其船上黑且光_一耳必是其人衣鐵甲也(玉照新志、四、宋王明清撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四四、六五六頁)
- 北軍未_レ渡之時守把統制官王順欲_レ柵_二沙武口及沌口_一以此_二二処_一江水極深難_二於用工_一遂用_二披搭敵舟百餘隻_一載_二沙石_一沈_レ之(中略)披搭船三百隻(後略)(癸辛雜識統集、上、宋周密撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、六七頁)
- この撰者は、許多の戦艦・軍船を「船隻」という言葉で表現している(同別集、下、一五八〜一五九頁)
- なお、筏にも「隻」を用いたようである。
- 崖下水深处河道彎曲有_二筏数十隻_一(洛陽縉紳旧聞記、五、宋張齊賢撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四二、一七〇頁)

(二) 上代における状況

日本の上代の用例として、まず、注目されるのが「養老令」の左記である。

- 凡水駅不_レ配_二馬処_一。量_二閑繁_一。駅別置_二船四隻_一以下。二隻以上_一。〈釈云。一枚／曰隻也。〉随_レ船配_二丁_一。〈謂。船有大小。〉(中略)〈(令集解、卷三八、厩牧令、『新訂増補国史大系』、九三一頁)

この条は、「唐令」に倣ったものらしく、開元七年令に次のように見える。

○ 諸水駅、亦量事閑要、以置船、事繁者、每駅四隻、閑者三隻、更閑者二隻、船一給丁三人、(仁井田陞著『唐令拾遺』、一九六四年、東京大学出版会、七〇七頁)

『大宝律令』(七〇二年制定)・『養老律令』(七一八年成立、七五七年施行)が、その後の文書行政に与えた影響は少なくない。『大宝律令』の撰定には、唐人の渡来一世で音博士に任じられた薩弘恪、その他、渡来系氏族出身者が約半数占めている(続日本紀、卷一、文武天皇四年六月条)。右は、唐代における当代的な助数詞(量詞)は「隻」であり、それが「唐令」(律令制)と共に日本に導入された具体的な事例となろう。

但し、「雑令」には「艘」も見えている。

○ 凡要路津濟。不堪涉渡之處。皆置船運渡。依至津先後為次。(中略)每二人。船各一艘。(令義解、卷一〇、雜令、『新訂増補国史大系』、三三五頁)

本文に混乱はないようであり、「艘」は当初からの、また、「隻」に先行する助数詞と見受けられる。この部分については、「令集解逸文」に、「釈云。艘。船數也。音蘇遭反。」云々と見え(同逸文、二四頁)、関連して、『和名類聚抄』にも「説文云艘(蘇遭)反(船數也)」(卷一、船類)と見える。

『古事記』には、船を数える助数詞として「艘」が用いられ、「隻」は見えない。

○ 此時、新良国王、貢進御調八十一艘。(反正天皇、『日本思想大系』、二五二頁)

『日本書紀』では、船舶を数える助数詞として「艘」と「隻」とが併用されている。「艘」は延べ一七例見える。

○ 載于八十艘船。(神功撰政前紀、仲哀九年一〇年条)

○ 率船師卅艘。(清寧即位前紀)

○ 百濟使參官等罷歸。仍賜大船与同船。三艘。(皇極紀、元年八月条)

○ 耽羅客賜船一艘。(天武紀下、五年二月条)

上代における助数詞の古層と新層

一方、「隻」は、『日本書紀』全体で二五例用いられている。その内、船舶を対象とする例は、延べ一〇例である。

○ 仍賜良馬二匹・同船二隻・弓五十張・箭五十具。(欽明紀、一四年六月条)

○ 使造百濟船二隻。(孝徳紀、白雉元年、是歳条)

○ 唐国使人……総合二千人、乗船卅七隻。(天智紀、一〇年一一條)

「艘」と「隻」につき、巻毎の用例数は次のようである。但し、用例のない巻は空欄となるので、これらは省略する。

隻		艘	助						
			鳥	矢	船	巻			
1	2			3	8	9	11	13	β
1				1	14	15	19		α
3				3	22	23			β
2			1		24	25			α
1			2	4	26				
1	1		3	2	27				β
			1		28	29			
2				1	28	29			α
1				1	30				
12	3	10			17				計
25									
β	α	β	α	β	α	β	α		備考
6	6	2	1	1	9	8	9		

『日本書紀』の場合、大唐の客等を迎える飾り船、蝦夷国や肅慎国を伐つ船、日本を伐つ大唐の戦船などに「艘」を、また、石上山の石を運ぶ「舟」、百済への援助の軍船などに「隻」が用いられるが、同船もつねや船・大船に双方が用いられており、船舶の大小による使い分けは明確でない。むしろ、「隻」が、仮名用法の α 群と分類されるグループに九例、 β 群のそれに一例という点には意味がありそうである。「艘」は、 α 群・ β 群に半ばしている。既に、広く流布していたから

であろう。

なお、上代には、この他、「隻」につき、次のような例がある。

- 造_三船一隻長八丈。(続日本紀、淳仁天皇、天平宝字五年へ七六一〜九月二日)
 - 酒船二隻(造寺料錢用帳、同年一〇月、『正倉院文書』、四・五三六頁)
 - 伏望。朝恩賜_三船九隻。(続日本紀、光仁天皇、宝龜一〇年へ七八〇〜一二月二日)
- 第一例、第三例は、共に、外交(唐国、渤海)に関わる条である。

(三) 延喜式における状況

『延喜式』には、「艘」と「隻」の双方が見える(頁数は『新訂増補国史大系』)。まず、「艘」の例を示そう。

- 海船若干艘へ勝載若干石。従_三某津迄_三某津。(主税下、六七八頁)
- 凡_レ太宰所部国放_レ烽者。明知_三使船。不_レ問_三客主。举_三烽一炬。若知_レ賊者放_三兩炬。二百艘已上放_三三炬。(兵部省、七〇五頁)

○ 川船一艘。へ長三丈。へ在与等津。(内膳司、八七八頁)

○ 櫃長一丈六尺。以_三一艘充_三二疋。(左右馬寮、九七九頁)

第一例は、運賃料の定め、第三例は、年料の定めに関わる条である。第二例は、『養老律令』、「軍防令68」に、「凡有_レ賊入境。応_レ須放_レ烽者。其賊衆多少。烽数節級。並依_三別式。」とあるところと呼応しよう。第四例は、馬のかいば桶の類を数えるものであろう。

『延喜式』には古くからの規定を踏襲している条がある。少なくとも、第一、二、三例など、その文言も古代に遡るのではなからうか。

「隻」は、鯖、鯛、鮭、矢、箭、釘、錐、針、槽、船などを数えている。その内、船、及び、槽を対象とするのは左記である。

- 紀伊国へ紙麻七十斤。／鎌垣船九隻。〈民部下、五八七頁〉
 - 出羽国馭馬へ最上十五疋。〈中略〉船十隻。〈中略〉伝馬へ最上五疋。野後三疋。船五隻。由理六疋。／避翼一疋。船六隻。白谷三疋。船五隻。〈兵部省、七二三頁〉
 - 交易雜器／山城国酒槽卅隻。円槽七隻。〈民部省下、五九一頁〉
 - 其漚紙槽四隻。へ各長五尺二寸。広二尺一寸。深一尺六寸。底厚一寸三分。〈凶書寮、三八七頁〉
- 第一例は、諸国年料雜物の一条、次は、馭馬の定め的一条である。これらの場合、「隻」は、割り注の中に見える。こうした部分は、『延喜式』の編纂時（延喜五年へ九〇五）へ延長五年へ九二七）の筆にかかる可能性もあろう。

(四) 中古・中世における状況

その後の時代において、「艘」と「隻」とは、外見上、並行して用いられている。

- 遣使、造入唐使舶四艘於安芸国。〈統日本紀、宝龜二年へ七七二）一一条〉
 - 勅。遣唐三艘船。恐有風波之變。〈統日本後紀、承和六年へ八三九）三月条〉
- 右二例は「船」を数える。大船であろう。
- 船二艘へ一載廿斛、在大津、／一載十五斛、在岡屋津、〈安祥寺伽藍縁起資財帳、貞觀一三年へ八七二）八月一七日、
『平安遺文』、一、一四七頁〉
 - 山城国泉橋寺申牒曰。〈中略〉買得大船二艘小船一艘。施入寺家。〈日本三大実録、貞觀一八年三月三日条〉
 - 御船一艘、本二瓦、船差十六人、へ宇治雑色、着黄櫨狩襖袴黄衣、〈兵範記、保元三年へ一一五八）一〇月一七日〉

○ 木津令儲船六艘、国并庄々問所沙汰進也、(山槐記、治承三年(一一七九)二月八日)

○ 一令_レ乱_レ入御前尾瀧山、伐_二往古大木、作_三数百艘漁舟_上事、(近江伊香立荘々官百姓重申状、文永六年(一一六九)一〇月、

『鎌倉遺文 古文書編』、一四、八七頁)

右は「艘」の例であり、次は「隻」の例である。

○ 遣唐使録事正六位上山代宿祢氏益所_レ駕新羅船一隻。販着筑前国博多津。(統日本後紀、承和六年(八三九)一〇月条)

『統日本後紀』では、船舶類には「艘」(及び、「箇」)より「隻」の方がよく用いられている。

○ 去九月廿五日。新羅人卅二人。乘_二一隻船。漂_レ着対馬嶋岸。(日本三代実録、貞観一五年(八七三)十二月二日条)

○ 大唐商人崔鐸等六十三人駕_二一隻船。来_レ着管筑前国。問_二其来由。崔鐸言(下略)(同右、元慶元年八月二日条)

○ 槽式隻(官宣旨、嘉承二年(一一〇七)二月日、『平安遺文』、一〇、五四頁)

○ 洗御襠襦槽一隻(割注略)(玉蕊、承元三年(一一〇九)五月二五日条、昭和五九年、思文閣出版、一八頁)

○ 去十七日申時、異国船一隻、来_レ着対馬嶋伊奈浦、依_レ例令_レ存問来由之処、高麗国使人参来也、仍相_レ副彼国并蒙

古国牒、(日本国太政官牒、文永七年(一一七〇)正月、『鎌倉遺文 古文書編』、一四、一七頁)

なお、「槽」につき、『和名類聚抄』(元和三三年刊)の卷一五、「鞍馬具」に、「槽 唐韻云槽へ音曹和名／與舟同」馬槽也」と見えるが、「槽」そのものは、水・湯・酒などを入れる箱型の容器をいう。

(五) 小結

管見するところ、「艘」は、八世紀以前、あるいは、七世紀以前に伝来したものであり、一方、「隻」は、八世紀初頭に中国、唐から伝えられたものと考えられる。その後における二者の用法上の差異は未だ調査していないが、両者は、今日でも並行して用いられており、「艘」は、小型の舟艇を数え、「隻」は、貨物船・潜水艦・宇宙船に用いるという(助

数詞適用の基準」へ昭和四〇年新聞用語懇談会の決定事項」。

過去の文献には、船の大小・形体等まで記録したものは多くないが、「六国史」以下に、その丈・尺の寸法や乗船者数、また、航行目的などを記録したものはなくはないので、細かく調査していけば、「艘」「隻」の用法差、また、その推移等はつかめるかも知れない。

三、履物類を数える助数詞

履物類を数える助数詞には、「足」「両」「量」、及び、「隻」「雙」「對」などがある。

(一) 中国古代における状況

まず、中国古代では、履物類に「両」「量」「綱」が用いられている。「足」は見えない⁽³⁾。

○ 革履二両出(居延簡牘、漢代、565・23)

○ 梁・国(上部に横書き)／睢陽戍卒西尉玉柱／□裏襲一領／阜布複袍一領／阜布禪衣一領／阜布複袴一両／冢菲一両／常章二両(居延簡牘、漢代、179・2A)

前漢の中後期、張掖郡居延県の烽燧の戍卒玉柱に宛てて送られた衣類のリストである。「冢菲」「常章」は、麻のくつ、革のくつ、「袴」はズボン状の下衣であろう。共に「両」を用いている。類例は多い。

「量」は、劉氏によれば、漢末から見えるとされる(前掲書、二〇〇頁)。トルファン出土文書ではその第一期資料(晉から南北朝中期)から見えているが、用例が多いのは四世紀末から八世紀にかけての頃であろう。六世紀から七世紀半ばにかけては「両」の用例も多い。

○ 故縛(纏)襪一量 故鞵(屨)一量(吐魯番出土文書)①、阿斯塔那1—1、A 韓梁随葬衣物疏、西涼建初一四年(四一八)

唐代の敦煌文書では、皮鞋、靴、麻靴、靴底、襪などを対象として「兩」「量」が交互に用いられている（『敦煌社会經濟文献真蹟積録（一～三）』、書目文獻出版社）。

○ 黒靴一兩（沙州蓮台寺諸家散施曆狀、伯二五六七号背、癸酉年（七九三）二月、『敦煌社会經濟文献真蹟積録（三）』、七二頁）この資料では、「銀靴帶」「麻履」「靴底」に「量」を用いている。「兩」と「量」との間に用法上の差異があるのでろうか。

○ 靴一量折麦肆碩式斛（某寺得付麦油布曆、北四三七二・八四六二号背、丑年（一〇世紀前半頃カ）

「唐雜令」にも「兩」「量」が散見する。

○ 諸時服一具者、全給之（中略）鞞一量（開元七年令、『唐令拾遺』、八五二頁）

○ 諸給時服、春秋各給靴一兩、并氈夏則汗衫一領（開元二五年令、同右、同頁）

○ 春衣每歲一給、冬衣二歲一給、（中略）牛皮鞞二量、（中略）鞞二量、（中略）鞋一量（開元七年令、同右、八五八頁）右につき、「養老雜令」には、相当する表現が見えない。「鞞」はかわぐつをいう。

○ 道義和尚入化金閣寺十五（中略）即以竹鞋一兩。雇人代行。遂披三事衲衣。東北而行。（広清涼伝、中、宋延一編、『大正新脩大藏經』、五一、一一一三頁）

中略部分に唐開元二四年四月と見える。

鞞を「綱」で数えた例もある。

○ 續事畢贈鞞二綱忽隱無蹤（宋高僧伝、一八、宋贊寧等撰、『大正新脩大藏經』、五〇、八二六頁）

なお、唐代前後からであろうか、「兩」「量」「綱」の他に、「隻」「雙」「對」などの見えることもある。

○ 积僧度。不知何人。（中略）時僧度乃戴皮靴一隻。從城西遺糞而走。（統高僧伝、二五、唐道宣撰、『大正新脩大藏經』、五〇、六五七頁）

- 適無他物僅有皮靴一雙於其前（癸辛雜識統集、上、宋周密撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、六八頁）
- 遂有詩云処士近來恩例別麻鞋一對当蒲輪之譏（山居新話、四、元楊瑀撰、『景印文淵閣四庫全書』、子部、三四六、三七四頁）
- 衆共開塚看之。唯見一隻履鞋耳。（神僧伝、三、『大正新脩大藏經』、五〇、九六七頁）
- 帝令起壙。惟空棺一隻革履存焉。（神僧伝、四、『大正新脩大藏經』、五〇、九七一頁）
- 『神僧伝』（撰者不詳）は、明の永樂一五年（一四一七）正月の序を有するが、梁慧皎撰『高僧伝』や唐道宣撰『統高僧伝』などを引用して編纂されている。

(二) 「足」について

助数詞「足」は、『正倉院文書』では、履物の木履、沓の類を数え、また、経台、机、案机、中取机、榻、床、脇息の類を数える。

- 木履五十足（布施受物帳、天平九年（七三七）九月二〇日、『正倉院文書』、二、三〇頁）
- 符豊嶋（長親王冊足所進□□／□□急々今進出又飛鳥戸）
- 若万呂召進出又大炊司一々人進上／附仕丁安万呂 廿一日家令（長屋王邸宅跡出土木簡南北溝SD 4750 225・28・2 6011）
- 第二例は、長親王（靈龜元年六月薨）の家令かとされる赤染豊嶋宛の指示書である。数字は履物類を数えたものであろうか。SD4750木屑層から木履二点が出土している。
- 平安初期にも次のような例がある。

- 鴈鼻沓沓足（広隆寺資財帳、貞観一五年（八七三）四月、『平安遺文』、一、一七三頁）

(三) 「両」について

履物を数える「両」は、『正倉院文書』にも多く見えている。

○ 襪六十二両〈人別三両〉 (写経司請浄衣解案帳、天平一〇年へ七三八)、『正倉院文書』、二四、一一六頁)

「軍防令」にも次のように見える。

○ 凡兵士。毎火紺布幕一口。着裏。銅盆。小釜。(中略)每人弓一張。弓弦袋一口。副弦二條。(中略)脛巾一具。鞋

一両。皆令自備。(令義解、卷五、軍防令、『新訂増補国史大系』、一八四頁)

一火(兵士二〇人)毎に、また、五〇人毎に、更には、各自で備えなければならぬ什具が規定されている。「唐令」に准じた条文だが、開元二五年令(唐令拾遺)の方では、什具や数量が異なり、助数詞も見えない。

『延喜式』では、助数詞の「足」が見えず、履や沓の類に「両」、また、机の類に「脚」「前」が用いられる。

○ 錦鞋一両。(神祇一、四時祭上、一四頁)

○ 履。襪各八両。(神祇三、臨時祭、五二頁)

○ 沓一両。(神祇五、齋宮、一一〇頁)

○ 御靴一両。(内蔵寮、四二五頁)

○ 高鼻履一両。(玄蕃寮、五三七頁)

この間の状況を略示すれば、左表のようになる。次節の机類の場合も併せて示そう。

対象		資料	
履物類	足	正倉院文書	延喜式
机の類	足	前	
		前・脚	

上代における助数詞の古層と新層

(四) 小結

履物類に用いられる「足」と「両」との関係について、以前にも、次のような観察結果を述べたことがある⁽⁴⁾。即ち、①天平時代以下を概観すると、「両」の方が羽振りがよく、「足」は影が薄いように見える。②「正倉院御物出納文書」の内の「雑財物目録」や「正倉院文書」の「樂具欠失物注文」(天平神護二年へ七六六)四月二三日類収)では、二者を両用するものの、「足」は、記述を過って重複した部分、または、何かの事情で庵点の付されたような箇所に見えている。③「軍防令」に「鞋一両」と見える。④平安時代の寺院縁起資財帳・実録帳では、「足」は、やや古色の感じられる一部の資料に見える。⑤奈良時代末から平安時代にかけて、「両」は安定して用いられているようである。

こうした状況からすれば、八世紀前半(律令施行前)から、履物を数える助数詞は、「足」から「両」へ交替しつつあったと推察されよう。

「両」に先行する「足」が、いつ、どこから来たのか、今のところ、はっきりしない。「両」は、中国唐代のそれに連なるものである。但し、これは、中世以降、影をひそめてしまう。「量」については、日本にも次のような例があるが、もはや、導入する必要はなかったようで、定着しなかったらしい。

○ 麻靴三十量(唐大和上東征伝、『大正新脩大藏經』、五一、九八九頁)

また、時に、次のような「綱」字で見えることがある。まれな例である。

○ 山中不二其価者三物、薪一擔、酒一升、木履一綱(臥雲日件録抜尤、享徳元年へ一四五二)四月二一日)

四、机類を数える助数詞

机類を数える助数詞には「足」「前」「脚」などがある。

(一) 中国古代における状況

「足」も「前」も、中国における助数詞(量詞)としての用例が、未だ得られない。この点、前節の「足」と同様である。「脚」の助数詞かと思われる用例に次がある。

○ 〇〇單車沓乘、沓脚破軛付主(『吐魯番出土文書』③、阿斯塔那T.516、B縣車牛子名及給餽文書、高昌重光二年—延寿一〇年—六二一—六三三)

○ 令孤惠信床一・へ一脚 郭洛護(同⑥、阿斯塔那T.509、B雜器物帳、唐貞觀一九年—六四五—頃、*部に「張」字脱か) 第一例は、車輪を対象とする。適例ではないが、他によい例が得られない。第二例は、床を数える。床は、この文書でもそうだが、ふつう、「張」で数える。しかし、この細字部に一例、「脚」と見える。

この他、『吐魯番出土文書』では、羊六(圖)を「脚」で数えている。

「足」は、名詞としてならば、中国古代に「……彫者十二足桴(桴)」「(信陽長台関一号墓竹簡、戦国時代—紀元前四〇三—二二一—早期、「桴」は机・牀前の類)、「牛千足」「千足羊」(史記、貨殖伝)等の例がある。この用法は、日本でも、「火爐机四箇(各六足)、高三尺」(造仏所作物帳、天平六年—七三四—五月一日、『正倉院文書』一、五七九頁)、『日本書紀』に「八足之鹿」・「雞子四足者」(卷二七)、「三足雀」・「四足鷄」(卷二九)などが見える。『小川本願経四分律古点』⁽⁵⁾には、「脚の跟ギヒヒ」(甲①⑧)の傍線部に「足」字を付した例があり、また、『古事記』に「足上名椎」「手上名椎」と見える条が、『日本書紀』神代上に「脚摩乳・手摩乳」「脚摩手摩」と見える。「足」の方は馴染みのある、より日常的な文字であったといえまいか。

(二) 「足」について

『正倉院文書』では、助数詞「足」で、経台、机、案机、中取机、榻、床、脇息の類をも数えていること、先にも触れた上代における助数詞の古層と新層

た。用例を示そう。

- 合漆塗机伍足（法隆寺伽藍縁起并流記資財帳、天平一九年（七四七）二月一日、『正倉院文書』、二、六〇三頁）
- 床伍拾漆足（同右、六一二頁）
- 榻式拾陸足（同右、六一二頁）
- 『日本靈異記』にも次のような例がある。
- 白銅水瓶一口繩床一足也（下―1、来迎院本）

『正倉院文書』、『長屋王邸宅跡出土木簡』に「脚」は用いられていないようである。

(三)「脚」について

机類を数える「脚」は、『延喜式』に、よく用いられている。

- 八足案四脚。（神祇一、二〇頁）
 - 切机二脚。（同、二五頁）
 - 中取八脚。（神祇五、一〇八頁）
 - 大机二脚。（縫殿寮、三九四頁）
- 右の第一例は、二五頁、五三頁、その他にも同様に見える（表記）。「赤漆鷲足円机四脚」、「八足机二前」といった例もあるが、次のような例もある。
- 八脚案二脚。（造酒司、八八六頁）
- 『正倉院文書』では、床・牀の類も「足」で数えたが、『延喜式』では「脚」である。
- 床三脚。（神祇四、八五頁）

- 胡床二脚。(神祇五、一一〇頁)
 - 五尺牀一脚。(神祇六、一四〇頁)
 - 塗丹榻一脚。(圖書寮、三八四頁)
 - 大床子一脚(木工寮、七八八頁)
- 他の資料には、次のような用例がある。

- 黄楊子繩床一脚(安祥寺伽藍縁起資財帳、貞觀一三年(八七二)八月二七日、『平安遺文』、一、一五三頁)
- 立大床子二脚於殿東庇、(吏部王記、延長二年(九二四)二月二日)
- 当北階立大床子二脚、(御堂関白記、寛仁二年(一〇一八)一〇月二日)
- 其北掃部允属各一人率掃部五人利立一人取胡床一脚/自内蔵渡之(大外記中原師元朝臣記、保安四年(一一三三)二月一九日、『歴代残闕日記』、卷二〇、臨川書店刊、二八六頁)
- 立前机一脚、(山槐記、治承二年(一一七二)八月二日)
- 其上立黒染案二脚、(玉蕊、嘉禎三年(一一三七)三月一九日、思文閣出版)
- 机四脚(実隆公記、文明八年(一一四七)正月一日)

(四)「前」について

机の類を数える助数詞には、また、「前」がある。用例は、「西大寺資財流記帳」(宝亀一一年(七八〇)二月二五日)、「長屋王邸宅跡出土木簡」、『延喜式』、『吏部王記』、平安時代の寺院縁起資財帳・実録帳、その他に多く見出すことがで
(6)
わる。

- □菜机一前(長屋王邸宅跡出土木簡、SD4750溝 6091 TB11)

上代における助数詞の古層と新層

○ 机十前 (写疏所解案、天平一五年へ七四三) 一〇月一五日、正倉院文書二四・二三四頁)
 とところが、「西大寺資財流記帳」に同趣の資財帳でも、より古い「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(既出、天平一九年二月一日)、「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(同年月日)、「法隆寺縁起并資財帳」(天平宝字五年一〇月一日)の三点では、机類に「足」が用いられ「前」は用いられていない。「足」は、従って、「前」より古い用法にあるものかと見受けられる。

「前」につき、その後には、次のような用例がある。机、花机、闕伽器、大盤、衝重、台、神宝などを対象とするが、「饗」や「僧膳」に関わる例も多くなり、これが、後の助数詞「膳」との関係において注意される。

- 食床十前。(延喜式、神祇六、一四〇頁)
- 机一前立座後東方、(九条殿記、大臣家大饗、天慶八年へ九四五) 正月五日)
- 送僧前一前如何、(御堂闕白記、寛弘元年へ二〇〇四) 九月二五日)
- 阿闍梨料僧膳一前、(水左記、承保四年へ二〇七七) 二月二六日)
- 殿上人座細殿居黒柿机廿前。(割注略)(兵範記、保元二年へ一一五七) 八月一九日)
- 金銅阿伽器五前、(兵範記、仁安元年へ一一六六) 九月九日)
- 一、御前物、/榎木御大盤六脚、(略)
- 一、饗、/上達部廿前 重衡、/殿上人卅前 基親、(略)(山槐記、治承二年へ一一七八) 八月二日)
- 一 饗膳/罇飽御料一前(仏名雑事注文、承元三年へ二〇九) 二月、(鎌倉遺文)、三、三九七頁)

(五) 小結

机の類を数える助数詞「足」「前」は、八世紀前半以前に伝来し、「脚」は、遅くても平安初期以前に唐から伝えられ

たかと考えられる。「脚」は、その後、前二者に取って代わることになる。

「足」「前」二者の内、「足」は、「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」や「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に、「前」は、「西大寺資財流記帳」にそれぞれ用いられている。「流記資財帳」は、後世まで留めて永代の恒式となすべく、特に厳密を期したとされる。当然、古くからの文書・記録に基づいて作成されたであろう。法隆寺や大安寺の草創期は七世紀であり、西大寺は、称徳天皇の勅願によつて天平神護元年（七六五）に造営されたという（右資財流記帳）。助数詞「足」は、「前」に先んじて日本に伝来したのであろう。

五、おわりに

日本の八世紀における諸資料を検討し、船舶類を数える助数詞は「艘」から「隻」へ、履物類のそれは「足」から「両」へ、机類のそれは「足」「前」から「脚」へ、それぞれ交替しつつあることを知った。「隻」「両」「脚」は、当時の唐文化の受容に伴うものであろうか。

それらに先行する助数詞「艘」・「足」・「前」も中国を源流とするものであろうか。しかし、「艘」はともかく、「足」（履物類）、「足」「前」（机類）の場合、その源流、及び、受容の経路は確認できない。これは、ひとえに調査の不足、資料の不足によるものであるが、「流記資財帳」の年代性、また、その背後の政治・文化・宗教等々の諸問題を顧慮すれば、これらの助数詞は、朝鮮半島から伝来したもの、また、そこからの渡来人の所有していたものと考えられる。南北朝によく用いられたという「艘」も、同様、このルートで伝えられたのかも知れない。

史・外交文書・仏教・学問など、文字に関係ある文化の部門に活躍したのは、大体、推古朝（五九三—六二八年）までは殆ど帰化人であるとされる。⁽⁸⁾「艘」・「足」・「前」などは、彼らによつてもたらされ、それも幾度かの波を重ねてもたらされ、これが七、八世紀まで広く通用してはいたものの、⁽⁹⁾唐代文化やその文書行政の導入、律令制の浸透⁽¹⁰⁾と共に、「隻」・

「両」・「脚」が新たに採択されたと考えられる。

同様の状況は、仏像類、屏風類、動物類などを数える助数詞にも認められるかも知れない。先学によればこの時期、「七世紀代まで日本の漢字文化の根幹をなしてきた朝鮮渡来の文書技術が、次第に唐風に改められていった」とされる。⁽¹⁾今の助数詞の問題も、その一隅に位置する問題と解されよう。

なお、助数詞「足」は、机類の場合、「脚」に取って代わられたが、履物類には、その後にも用いられている。

○ 挿鞋一足者、藏人方事、(後二条師通記、別記、寛治五年へ一〇九二へ十一月一七日)

○ 草鞋三足(尊経閣文庫藏卷子本吾妻鏡紙背山密往来へ成立は応安六年・一三七三、五月往状)

○ 為御音信、革踏皮式足被懸御意候、(浅野幸長書状案、河原長右衛門宛、慶長三年へ一五九八)正月一日、『大日本

古文書』・浅野家文書、四一三頁)

○ 単皮十三足・杉原三束(泰重卿記・一、元和四年へ一六一八)二月一四日)

結局、この部分は唐風(「両」)に改め切れなかったということになる。船を数える「艘」も同様であろうか。この辺の事情は、日本漢字音史上の、いわゆる呉音・漢音の問題とも似ている。漢字音も助数詞も、基盤を同じくする八世紀の改革期を迎え、大小の修正や改変を余儀なくされたが、必要性の有無や度合いによつては、改革し切れず、旧を留めたり旧に復したりすることもあったのであろう。

注

(1) 森博達執筆「日本語と中国語の交流」、『日本の古代14 ことばと文字』(一九九六年一月、中央公論社)所収、一二九頁。

(2) 虎尾俊哉著『延喜式』、平成元年五月(昭和三九年、第一刷)、吉川弘文館、五七頁、その他。
虎尾俊哉著『弘仁式貞観式逸文集成』、平成四年十二月、国書刊行会、二四三頁、その他。

(3) 岡田挺之編『物数称謂』(影印日本隨筆集成、第六輯、一九七八年一〇月、汲古書院)に、「甲魚一足」(舜水文集)と見える。助数詞らしいが、明代の用例である。

(4) 拙稿「奈良時代の寺院縁起資財帳における助数詞の考察——古代中国における助数詞に触れて——」、「古代語の構造と展開」、一九九二年六月、和泉書院、一五四頁。

(5) 大坪併治「小川本願経四分律古点」、「訓点語と訓点資料」、第九輯、昭和三十三年一月。原典は、姚秦の弘始一〇年(四〇八)、仏陀耶舍等の漢訳にかかる。

(6) 拙稿「古文書における助数詞(一)」、「島根大学教育学部紀要」人文・社会科学編、第二三卷第一号、一九八九年七月、「同(二)」、同二号、同二月。

(7) 竹内理三編『寧楽遺文 上』、一九四三年一月、再版、八木書店、五五頁。

松田和晃「奈良朝における資財帳の制について」、「律令制の諸問題 瀧川政次郎博士米寿記念論集」、昭和五九年五月、汲古書院、五二九頁。

(8) 馬淵和夫著『上代のことば』、一九六八年一二月、至文堂、五二頁。

(9) 「足」は、万葉仮名としても「筑足流城」(雄略紀、八年二月条)のように用いられるが、七、八世紀においては異質であり、朝鮮起源の用字と見なされるという(東野治之著『日本古代木簡の研究』、一九八三年三月、塙書房、三三二頁)。

(10) 早川庄八著『続日本紀』、一九九三年二月、岩波書店、「第二講」。

早川庄八著『日本古代の文書と典籍』、一九九七年五月、吉川弘文館、第一部。

(11) 東野治之「金石文・木簡」、「漢字講座」、第五卷、一九八八年七月、明治書院、四〇頁。また、注(9)文献、二六四〜二七六頁。

〔付記〕 本稿で用いた資料の内、「六国史」と『延喜式』は『新訂増補国史大系』、『九条殿暦』『御堂関白記』『後二条師通記』『臥雲日伴録抜尤』は『大日本古記録』、『山槐記』『水左記』『兵範記』は『史料大成』、『吏部王記』『泰重卿記』は『史料纂集』、『実隆公記』は続群書類従完成会刊のそれによる。

その他、中国漢代前後の簡牘類からトルファン文書・敦煌文書等における用例については、これまでの拙稿によるが、紙面の都合

鎌倉時代語研究

合上、この詳細は省略する。

末尾ながら、種々の御指導をいただきただた小林芳規先生、また、沼本克明先生に深くお礼申し上げたい。